

佐賀関地域災害復興支援N P O活動事業費補助金実施要領

佐賀関地域災害復興支援N P O活動事業費補助金の運用にあたっては、佐賀関地域災害復興支援N P O活動事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領に従って取り扱うものとする。

（目的）

第1 この補助金は、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人及びボランティア団体等の営利を目的としない団体（以下「N P O等」という。）が実施する、大分市佐賀関大規模火災の被災地域において自治会や地域団体等と連携し、行政では支援が行き届きにくい被災者に寄り添う取組（以下「補助事業」という。）に対して支援することにより、被災地域のコミュニティの維持・再生並びに被災者の孤立防止及び生活再建を図り、円滑な復旧・復興につなげることを目的とする。

（事業内容）

第2 佐賀関大規模火災の被災地域において、自治会や地域団体等と連携し、行政では支援が行き届きにくい被災者に寄り添う取組で、以下のいずれかに該当する取組として県が認めるものとする。

- （1）被災地域のコミュニティの維持につながる取組
- （2）被災者の居場所の確保につながる取組
- （3）被災者の生きがいづくりにつながる取組
- （4）被災者の心のケア、健康支援に向けた取組
- （5）被災者の生活支援につながる取組

2 事業内容は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）被災者のニーズを把握し、反映した取組であること。
- （2）被災地域の自治会や大分市社会福祉協議会等の地域団体と連携した取組であること。

（事業実施主体）

第3 この事業の実施主体は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）特定非営利活動法人
- （2）公益法人
- （3）社会福祉法人
- （4）ボランティア団体等の営利を目的としない団体
- （5）その他、本事業の目的の達成に寄与すると知事が認める団体

2 前項に掲げるものは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは

暴力団員と密接な関係を持つものでないものとする。

(事業実施計画認定申請書の提出及び採択)

第4 事業実施主体は、事業実施計画認定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に掲げる事業実施計画書の提出を受けた場合、事業内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施計画の認定を行い、事業採択通知書（様式第4号）により事業実施主体に通知するものとする。

(認定基準)

第5 事業実施計画の認定にあたっては、次の各号を考慮し、総合的に判断するものとする。

- (1) 被災者ニーズの把握状況
- (2) 被災地域のコミュニティ維持・再生または被災者の孤立防止及び生活再建への貢献度
- (3) 地域団体との連携状況
- (4) 事業費用の妥当性
- (5) 事業実施主体の柔軟性、専門性及び迅速性

(事業の実施)

第6 事業実施主体は、本事業の趣旨に沿って適正に事業を実施するものとする。

(助成措置)

第7 知事は、認定された事業について、予算の範囲内で、佐賀関地域災害復興支援NPO活動事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

(守秘義務)

第8 事業実施主体及びその関係者は、本事業により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事業実施後の報告)

第9 事業実施主体は、本事業の終了後においても、知事からその後の状況や成果について報告を求められた場合、これに協力するものとする。

附則

この要領は、令和7年度の予算に係る佐賀関地域災害復興支援NPO活動事業費補助金から適用する。